

## 1) メリットの列挙

### ア. 基金拠出者に限定がない。

基金拠出者は、個人、法人を問わないため基金拠出者を広く募集することができる。また、基金拠出者には非同族要件が付されていないため、理事長および理事長親族のみの基金拠出を行うことも可能である。

### イ. 基金の使途に制限がない。

基金の使途に制限がないため、資産の取得あるいは運転資金の調達として、基金を募集することが可能である。

### ウ. 基金の拠出額に制限がない。

基金の使途には制限が付されていないため、必要資金の全てを基金で調達することも理論上可能であり、土地や建物等不動産を基金で調達することも可能である。

### エ. 基金には利息をつける必要がない。

医療法人は、拠出された基金がかなり多額であっても利息を支払う必要がないため、医療法人の運営において、利息という経費が発生しない。

### オ. 基金の返還が無理なく行える。

基金の返還については、医療法施行規則 30 条の 38 において「基金の返還原資は、毎事業年度の貸借対照表上の純資産額が基金の総額等を超える場合におけるその超過額に限られる。」と規定されており、借入金のように毎月返済原資がなくても返済しなければならないものではないため、医療法人の安定した運営に貢献する。

## 2) デメリットの列挙

### ア. 第三者からの基金拠出はあまり期待できない。

基金には利息を付することができず、現金以外の基金拠出に関しては、基金拠出者に課税されることがあり、法人の解散時、破綻時には劣後破産債権となる等、医療法人側のメリットが、基金拠出者のデメリットとなる。そのため第三者は基金拠出による利益を享受することができないので、第三者からの基金拠出はあまり期待できない。

### イ. 経過措置型医療法人が基金拠出型医療法人を含む持分なし医療法人へ移行する際の、移行時税制が未定であること。

経過措置型医療法人が基金拠出型医療法人を含む持分なし医療法人へ移行する際に、移行時税制の未定が基金制度を利用する上での阻害要因となっていると思われる。

## (4) 課題

### 1) 透明性担保の必要性

基金の使途が明確化されていないので、医療法人の透明性を担保するために基金管理者の設置の義務付け、あるいは基金拠出者への財務諸表の開示義務を設ける必要があると思われる。